

山 青森県報

第千九百十九号

平成十三年九月十日(月曜日)

目次

告示

○保安林の指定解除……………(林政課) ……一

公告

○建設業者の許可の取消し……………(土木事務所) ……一

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(土木事務所) ……二

告示

青森県告示第五百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十三年九月十日

青森県知事 木村守男

一(一) 保安林の所在場所

北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢八三の二、八四の九

(一) 保安林として指定された目的

風害の防備

(二) 保安林解除の理由

道路用地とするため

(三) 保安林の所在場所

北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢八三の二、八四の九

(四) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(五) 保安林解除の理由

道路用地とするため

公告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月十日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 八菱機械株式会社

二 代表者の氏名 千田嶺生

- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字青森谷地三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一九)第一三六三六号
- 五 取消年月日 平成十三年八月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十三年八月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 八菱機械株式会社
- 二 代表者の氏名 千田嶺生
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字青森谷地三
- 四 許可番号 青森県知事許可(特一九)第一三六三六号
- 五 取消年月日 平成十三年八月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
板金、防水、熱絶縁工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十三年八月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月十日

- 一 商号又は名称 小笠原建設
- 二 氏名 小笠原 寛恵
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡稲垣村大字沼崎字桂川二〇の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一〇)第一六七二五号
- 五 取消年月日 平成十三年八月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十三年八月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青森県知事 木 村 守 男

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川一丁目二七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口二枚三付十七円八十五銭